

平成18年5月17日



各 位

会 社 名 **NSW**
(登記社名:日本システムウエア株式会社)
代表者の役職名 取締役社長 中島 秀 昌
コード番号 9739 東証第一部
本 社 所 在 地 東京都渋谷区桜丘町31番11号
問 合 せ 先
責任者役職名 取締役副社長 法務知財部長
氏 名 柳 田 悦 之
電 話 03 - 3770 - 1111 (代表)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成18年5月17日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」に関し、平成18年6月29日開催予定の第40回定時株主総会において、下記のとおり付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(1) 周知性の向上を図るため、当社の公告方法を電子公告とし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行えるよう、現行定款第4条(公告の方法)を変更し、併せて条数の変更(変更案第5条)を行うものであります。

(2) 将来の事業規模拡大に際しての資本調達ならびに安定的、健全な株主資本維持に備えるため、発行可能株式総数を45,000,000株に変更することとし、現行定款第5条(発行する株式の総数)を変更し、併せて条数の変更(変更案第6条)を行うものであります。

(3) 経営体制の効率化および責任体制の明確化を図り併せて経営陣の最適配置を実施するため、現行定款第17条(取締役の員数)の取締役員数を「15名」から「10名」に変更し、併せて条数の変更(変更案第22条)を行うものであります。

(4) 適正な監査役員数を明確にするため、現行定款第27条(監査役の員数)の監査役員数を「4名以上」から「4名以上6名以内」に変更し、併せて条数の変更(変更案第33条)を行うものであります。

(5) 「会社法」(平成17年法律第86号)および「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律第87号。以下「整備法」という)が、平成18年5月1日に施行されたことに伴い、「会社法」および「整備法」に基づき、当社現行定款につき、次のとおり所要の変更を行うものであります。

変更案第4条：取締役会等当会社に設置する機関を定めるために、新設するものであります。

変更案第7条：株券を発行する旨を定めるために、新設するものであります。

変更案第10条：単元未満株式について、その権利内容を明確にするために、新設するものであります。

変更案第15条：招集地に関する法律が廃止されたので、開催地を明確にするために、新設するものであります。

変更案第18条：株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供を可能とするために、新設するものであります。

変更案第20条：株主総会に出席して議決権の代理行使を行う代理人の員数を明確にするために、変更するものであります。

変更案第28条2項：取締役会における書面決議が認められたことに伴い、経営判断をより機動的に行えるように、新設するものであります。

変更案第42条：社外監査役が期待される役割を十分に発揮することができるように、またその社外性を考慮しそのリスクを合理的範囲に軽減するために、責任限定契約を締結できるように、新設するものであります。

変更案第43条・第44条・第45条：会計監査人との関係を明らかにするために、会計監査人に係る章を新設し、その選任、任期、報酬等を定めるために、新設するものであります。

変更案第47条：剰余金の配当等の決定を取締役会の権限とし、株主の皆様への機動的な配当ができるように、新設するものであります。なお、当社は取締役任期为平成13年6月より1年としております。

その他の変更：上記 から 以外の定款変更につきましては、文言や表現、章構成を会社法の規定に適応させるための変更、削除、およびそれに伴う条文の移動を行うものであります。

(6)その他全般にわたり、構成の整備、用語、条文、文言の修正、追加、削除等を行うとともに、条数および項数の調整を行うものであります。

2. 変更の内容

変更内容は、別紙のとおりであります。

3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日 平成18年6月29日(木曜日)

定款変更の効力発生日 平成18年6月29日(木曜日)

以 上

【定款変更の内容】

(下線は変更部分であります。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(商 号) 第 1 条 当社は、日本システムウェア株式会社と称し、英文ではNIPPON SYSTEMWARE CO.,LTD.と表示する。</p> <p>(目 的) 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (以下省略)</p> <p>(本店の所在地) 第 3 条 当社は、本店を東京都渋谷区に置く。</p> <p><u>(新 設)</u></p> <p>(公告の方法) 第 4 条 当社の公告は、<u>東京都において発行する日本経済新聞に掲載する。</u></p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(商 号) 第 1 条 (現行どおり)</p> <p>(目 的) 第 2 条 (現行どおり)</p> <p>(本店の所在地) 第 3 条 (現行どおり)</p> <p><u>(機 関)</u> 第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、<u>次の機関を置く。</u></p> <p><u>(1) 取締役会</u> <u>(2) 監査役</u> <u>(3) 監査役会</u> <u>(4) 会計監査人</u></p> <p>(公告方法) 第 5 条 当社の公告方法は、<u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(発行する株式の総数)</p> <p>第 5 条 当社の発行する株式の総数は、<u>2,400万株</u>とする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第 6 条 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u></p> <p>(<u>1単元の株式数</u>および<u>単元未満株券の不発行</u>)</p> <p>第 7 条 当社の<u>1単元の株式の数</u>は、<u>100株</u>とする。</p> <p>2 当社は、<u>1単元の株式の数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)</u>に係わる株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</p>	<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第 6 条 当社の<u>発行可能株式総数</u>は、<u>4,500万株</u>とする。</p> <p>(株券の発行)</p> <p>第 7 条 当社は、<u>株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第 8 条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>(<u>単元株式数</u>および<u>単元未満株券の不発行</u>)</p> <p>第 9 条 当社の<u>単元株式数</u>は、<u>100株</u>とする。</p> <p>2 当社は、<u>第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係わる株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(新 設)</u></p> <p><u>(株式取扱規程)</u> <u>第 8 条</u> 当社の発行する株券の種類ならびに株式の名義書換、その他株式に関する手続きおよびその手数料は、取締役会の定める株式取扱規程による。</p> <p><u>(単元未満株式の買増)</u> <u>第 9 条</u> 当社の単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて<u>1単元の株式の数となるべき数の株式を売り渡すべき旨を当社に請求することができる。</u></p>	<p><u>(単元未満株式についての権利)</u> <u>第 1 0 条</u> 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p><u>(1)会社法第 1 8 9 条第 2 項各号に掲げる権利</u> <u>(2)会社法第 1 6 6 条第 1 項の規定による請求をする権利</u> <u>(3)株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u> <u>(4)次条に定める請求をする権利</u></p> <p><u>(変更案第 1 3 条に移設)</u></p> <p><u>(単元未満株式の買増し)</u> <u>第 1 1 条</u> 当社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて<u>単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(<u>名義書換代理人</u>)</p> <p><u>第10条</u> 当社は、<u>株式につき名義書換代理人</u>を置く。</p> <p>2 <u>名義書換代理人</u>およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって<u>選定し</u>、これを公告する。</p> <p>3 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)および株券喪失登録簿は、<u>名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、質権の登録および信託財産の表示またはこれらの抹消、株券の不所持、株券の再発行、株券喪失登録の手續、单元未滿株式の買取および買増、届出の受理、その他株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ</u>、当社においてはこれを取扱わない。</p> <p>(<u>基準日</u>)</p> <p><u>第11条</u> 当社は、<u>毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その決算期に関する定時株主総会において議決権を行使すべき株主とする。</u></p> <p>2 <u>法令または本定款に別段の定めがあるもののほか、必要あるときは、取締役会の決議により、あらかじめ公告して基準日を定めることができる。</u></p> <p>(<u>第8条から移設</u>)</p>	<p>(<u>株主名簿管理人</u>)</p> <p><u>第12条</u> 当社は、<u>株主名簿管理人</u>を置く。</p> <p>2 <u>株主名簿管理人</u>およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって<u>定め</u>、これを公告する。</p> <p>3 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。) <u>新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し</u>、当社においてはこれを取扱わない。</p> <p>(<u>削除</u>)</p> <p>(<u>株式取扱規程</u>)</p> <p><u>第13条</u> 当社の株式に関する<u>取扱い</u>および手数料は、<u>法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 3 章 株 主 総 会</p> <p>(株主総会の招集)</p> <p><u>第12条</u> 定時株主総会は、<u>毎決算期後の翌日から3カ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は必要ある場合、随時これを招集する。</u></p> <p><u>(新 設)</u></p> <p><u>(新 設)</u></p> <p>(株主総会の招集権者および議長)</p> <p><u>第13条</u> 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長がこれを招集し、<u>その議長となる。</u></p> <p>2 取締役会長に事故あるときは、取締役会<u>の決議によりあらかじめ定めた順序に従って、他の取締役が株主総会を招集し、その議長となる。</u></p> <p><u>(新 設)</u></p>	<p style="text-align: center;">第 3 章 株 主 総 会</p> <p>(株主総会の招集)</p> <p><u>第14条</u> <u>当会社の</u>定時株主総会は、<u>毎年事業年度末日から3カ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要ある場合に随時これを招集する。</u></p> <p><u>(株主総会の招集地)</u></p> <p><u>第15条</u> <u>当会社の株主総会は、東京都区内で開催する。</u></p> <p><u>(定時株主総会の基準日)</u></p> <p><u>第16条</u> <u>当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</u></p> <p>(株主総会の招集権者および議長)</p> <p><u>第17条</u> 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 取締役会長に事故あるときは、取締役会<u>においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</u></p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p><u>第18条</u> <u>当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主総会の決議要件)</p> <p><u>第14条</u> 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席株主の議決権の過半数をもって決する。</p> <p>2 <u>商法第343条</u>に定める特別決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主</u>が出席し、その議決権の3分の2以上で行う。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p><u>第15条</u> 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2 <u>前項の株主</u>または代理人は、株主総会ごとに代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>(株主総会の議事録)</p> <p><u>第16条</u> 株主総会における議事の経過要領および結果は、これを議事録に記載または記録し、議長および出席取締役が記名押印または電子署名して保存する。</p>	<p>(株主総会の決議の方法)</p> <p><u>第19条</u> 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2 <u>会社法第309条第2項</u>に定める決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主</u>が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p><u>第20条</u> 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>(株主総会の議事録)</p> <p><u>第21条</u> 株主総会の議事録については、開催日時および場所ならびに議事の経過の要領およびその結果その他法令で定める事項を書面または電磁的記録をもって記載または記録する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p data-bbox="316 266 738 297">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p data-bbox="276 365 472 396">(取締役の員数)</p> <p data-bbox="268 414 788 495">第17条 当社の取締役は、<u>15名以内とする。</u></p> <p data-bbox="276 560 472 591">(取締役の選任)</p> <p data-bbox="268 609 788 689">第18条 取締役は、<u>株主総会において選任する。</u></p> <p data-bbox="268 754 788 884">2 取締役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数により選任する。</u></p> <p data-bbox="268 999 788 1079">3 取締役の選任は、<u>累積投票によらないものとする。</u></p> <p data-bbox="276 1144 472 1176">(取締役の任期)</p> <p data-bbox="268 1193 788 1323">第19条 取締役の任期は、<u>就任後1年内の決算期に関する定時株主総会終結の時をもって満了する。</u></p> <p data-bbox="268 1388 788 1518">2 増員または補欠のために選任された取締役の任期は、<u>他の在任取締役の任期満了すべき時までとする。</u></p> <p data-bbox="276 1583 655 1615">(代表取締役および役付取締役)</p> <p data-bbox="268 1632 788 1713">第20条 当社の代表取締役は、<u>取締役会の決議によって選任する。</u></p> <p data-bbox="268 1778 788 1955">2 取締役会の決議により、<u>取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選任することができる。</u></p>	<p data-bbox="874 266 1297 297">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p data-bbox="818 365 1015 396">(取締役の員数)</p> <p data-bbox="810 414 1362 495">第22条 当社の取締役は、<u>10名以内とする。</u></p> <p data-bbox="818 560 1066 591">(取締役の選任方法)</p> <p data-bbox="810 609 1362 689">第23条 取締役は、<u>株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p data-bbox="810 754 1362 931">2 取締役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p data-bbox="810 999 1362 1079">3 取締役の選任決議は、<u>累積投票によらないものとする。</u></p> <p data-bbox="818 1144 1015 1176">(取締役の任期)</p> <p data-bbox="810 1193 1362 1323">第24条 取締役の任期は、<u>選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p data-bbox="810 1388 1362 1518">2 増員または補欠として選任された取締役の任期は、<u>在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p data-bbox="818 1583 1198 1615">(代表取締役および役付取締役)</p> <p data-bbox="810 1632 1362 1713">第25条 取締役会は、<u>その決議によって代表取締役を選定する。</u></p> <p data-bbox="810 1778 1362 1955">2 取締役会は、<u>その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(取締役会の権限)</u> <u>第21条</u> <u>取締役会は、法令または本定款に定める事項その他当会社の業務執行に関する重要事項を決定する。</u></p> <p>(取締役会の招集権者および議長) <u>第22条</u> <u>取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長がこれを招集し、その議長となる。</u></p> <p>2 <u>取締役会長に事故あるときは、取締役会の決議によりあらかじめ定めた順序に従って、他の取締役が取締役会を招集し、その議長となる。</u></p> <p>(取締役会の招集通知) <u>第23条</u> <u>取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までにその通知を発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2 <u>取締役および監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。</u></p>	<p><u>(削 除)</u></p> <p>(取締役会の招集権者および議長) <u>第26条</u> <u>取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長がこれを招集し、議長となる。</u></p> <p>2 <u>取締役会長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u></p> <p>(取締役会の招集通知) <u>第27条</u> <u>取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2 <u>取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の責任免除)</p> <p><u>第26条</u> 当社は、<u>商法第266条第19項の規定により、</u>社外取締役との間に、<u>同条第1項第5号の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u>ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、<u>商法第266条第19項各号に規定する金額の合計額とする。</u></p> <p>第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>(監査役の員数)</p> <p><u>第27条</u> 当社の監査役は4名以上とする。</p> <p>(監査役の選任)</p> <p><u>第28条</u> 監査役は、<u>株主総会において選任する。</u></p> <p>2 <u>監査役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数により選任する。</u></p> <p>(補欠監査役の選任)</p> <p><u>第29条</u> 当社は、<u>法令または定款に定める監査役の員数を欠いた場合に備えて、株主総会において監査役の補欠者を予め選任することができる。</u></p> <p>2 <u>前項の定めによる予選の効力は、当該選任のあった株主総会后最初に開催される定時株主総会開催の時までとする。</u></p>	<p>(社外取締役の責任限定)</p> <p><u>第32条</u> 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、</u>社外取締役との間に、<u>同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。</u>ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、<u>法令の定める「最低責任限度額」とする。</u></p> <p>第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>(監査役の員数)</p> <p><u>第33条</u> 当社の監査役は4名以上<u>6名以内</u>とする。</p> <p>(監査役の選任方法)</p> <p><u>第34条</u> 監査役は、<u>株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>2 <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役の任期)</p> <p><u>第30条 監査役の任期は、就任後4年内の最終決算期に関する定時株主総会終結の時をもって満了する。</u></p> <p>2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>3 <u>前条第1項に定める予選された補欠監査役が監査役に就任した場合、その監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p>(常勤監査役)</p> <p><u>第31条 監査役は互選により常勤監査役を定める。</u></p> <p>(監査役会の権限)</p> <p><u>第32条 監査役会は、法令または本定款に定める事項その他当会社における監査の方針、業務および財産の状況の調査の方法その他の監査役の職務執行に関する事項を決定する。</u></p>	<p>(監査役の任期)</p> <p><u>第35条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2 <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>3 (削除)</p> <p>(常勤の監査役)</p> <p><u>第36条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役会の招集)</p> <p><u>第33条</u> 監査役会は、各監査役がこれを招集する。</p> <p>2 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までにその通知を発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>3 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(監査役会規程)</p> <p><u>第34条</u> 監査役会に関する事項は、法令または本定款に別段の定めがあるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p>	<p>(監査役会の招集通知)</p> <p><u>第37条</u> <u>削除</u></p> <p>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p> <p>(監査役会の決議方法)</p> <p><u>第38条</u> 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p> <p>(監査役会の議事録)</p> <p><u>第39条</u> 監査役会の議事録については、開催の日時および場所ならびに議事の経過の要領およびその結果その他法令で定める事項を書面または電磁的記録をもって記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。</p> <p>(監査役会規程)</p> <p><u>第40条</u> 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役の報酬)</p> <p><u>第35条 監査役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議をもってこれを定める。</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>(監査役の報酬等)</p> <p><u>第41条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p><u>(社外監査役の責任限定)</u></p> <p><u>第42条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める「最低責任限度額」とする。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>第 6 章 会 計 監 査 人</u></p> <p><u>(選任方法)</u></p> <p><u>第43条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p><u>(任期)</u></p> <p><u>第44条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>2 前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、会計監査人は、当該定時株主総会において再任されたものとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(新設)</u></p> <p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p><u>(営業年度および決算期)</u> 第 3 6 条 当社の営業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 3 1 日までとし、<u>営業年度の末日をもって決算期とする。</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(利益配当の支払)</u> 第 3 7 条 利益配当金は、<u>毎決算期の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に支払う。</u></p> <p><u>(新設)</u></p>	<p><u>(報酬等)</u> 第 4 5 条 <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u></p> <p style="text-align: center;">第 7 章 計 算</p> <p><u>(事業年度)</u> 第 4 6 条 当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 3 1 日までとする。</p> <p><u>(剰余金の配当等の決定機関)</u> 第 4 7 条 当社は、<u>剰余金の配当等会社法第 4 5 9 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず、取締役会の決議によって定める。</u></p> <p><u>(剰余金配当の基準日)</u> 第 4 8 条 当社の期末配当の基準日は、<u>毎年 3 月 3 1 日とする。</u></p> <p><u>2 当社の中間配当の基準日は、毎年 9 月 3 0 日とする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(中間配当)</p> <p><u>第38条 当社は、取締役会の決議により毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し金銭の分配(中間配当金という)をすることができる。</u></p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p><u>第39条 利益配当金および中間配当金が支払開始の日から満3年を経過しても受領されない場合は、当社はその支払いの義務を免れるものとする。</u></p>	<p>(削除)</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p><u>第49条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</u></p>

以 上